

役員選考委員会細則

細則第1号
1987年12月5日制定
2024年1月27日改正

(趣 旨)

第1条 この細則は、緑会会則第12条第1号に基づき定めるものである。

(任 務)

第2条 役員選考委員会（以下「委員会」という）は、議長（本部役員）が招集し、次年度の役員候補を選考し、総会にはかる。

(構 成)

第3条 委員会構成は、次の各号に掲げる者とする。

- 自己推薦で委員会に加入した会員5名以上（高校3年生を除く各学年より1名以上とする）
- 副委員長1名（教職員）
- 第1号で定められた定数を満たさない場合には、議長が選出を行う

(選 出)

第4条 第3条第2号に加え、第1号の中から委員長1名を選出する

(任 期)

第5条 委員長及び副委員長は、会則第4条第1号にかかわらず、会員資格喪失の後でも必要に応じて引き継ぎを行う。

(改 廃)

第6条 この細則に疑義が生じた場合は、常務会の議を経て改正する。

付則

- この細則は、1987年12月5日から適用する。
- この細則は、1995年3月11日に改正し、1995年3月11日から適用する。
- この細則は、1996年1月9日に改正し、1996年1月9日から適用する。
- この細則は、2001年1月10日に改正し、2002年4月1日より施行する。
- この細則は、2023年1月29日に改正し、2023年4月1日より施行する。
- この細則は、2024年1月27日に改正し、2024年1月27日から適用する。